# 医療用医薬品の市販薬への転用 (スイッチ OTC 化)の影響

橋之口浩平\*

# 1 導入

# 2 産業背景

#### 2.1 スイッチ OTC とは

セルフメディケーションの推進や医療費の適正化のために、医療用医薬品として使われている成分が市販薬(以下、OTC(over-the-counter)とも呼ぶ)として販売可能となることがある。この市販薬はスイッチ OTC と呼ばれる。

## 2.2 薬価基準 (医療用医薬品の薬剤費)

以降の薬価の制度情報は主に高橋 (2016) に依拠する。薬価基準は保健医療に使用できる医薬品の品目表としての役割と、使用された薬剤の請求額を定めた価格表としての役割がある。主に医療用医薬品に対して定められていて\*1、小売価格を決定しているととらえられる。なお、本稿では消費者が直面する医療用医薬品の価格は、薬価だけではなく、調剤料、診察料などを含めた医療費の自己負担額だとしている。

#### 2.2.1 新医薬品の薬価

新医薬品は、類似薬のあるものは類似薬効比較方式、類似薬のないものは原価計算方式で薬価が決定される。類似薬効比較方式では、類似薬に比して有用性がある場合は様々な加算がなされる。いずれの場合も外国平均価格調整という、外国価格との調整が行われる。類似薬効比較方式の場合は規格間の調整も行われる。

#### 2.2.2 既収載医薬品の薬価改定

2018年までは2年に一度、2019年以降は毎年改定されている。改定は、市場実勢価格(卸売価格)と薬価の差を解消するために行われている。卸売価格は規制されていないた

<sup>\*</sup> 一橋大学大学院経済学研究科修士課程 2 年 e-mail: em225025@g.hit-u.ac.jp

<sup>\*1</sup> 例外は存在する

め、病院や薬局は薬価との間の利ざやをとることができる。Iizuka (2007) によると薬価 改定は次のような数式で表される。

$$p_{t}^{r} = p_{t-1}^{w} + p_{t-1}^{r} \times R$$

ここで  $p_t^r$  は t 期の薬価、 $p_{t-1}^w$  が t-1 期の卸売価格、R が調整幅で 2% である。

## 2.3 市販薬 (OTC) の価格

市販薬は企業が自由に価格を決定できる。全体として、スイッチ OTC は非スイッチ OTC より高い価格で販売される傾向にある (厚生労働省医政局経済課, 2021)。

#### 2.4 薬効分類

本稿では薬効分類というとき、日本の医療用医薬品の薬効分類をさす。OTC の薬効分類も存在しているが、医療用医薬品のものとの対応が不明確であり、本稿では使用していない。薬効分類は 4 桁まであり、階層的になっていて、1 桁増えるごとに分類が細かくなる $^{*2}$ 。本稿では、3 桁か 4 桁を使用している。

# 3 デ**ータ**

データは、薬事工業生産動態統計と NDB オープンデータを主に用いた。

### 3.1 薬事工業生産動態統計

薬事工業生産動態統計は、厚生労働省が実施している医薬品等の生産の実態を把握するための調査(薬事工業生産動態統計調査)によって作成されている。調査は毎月行われていて、月次と年次のデータがある。本研究では、月次データは 2009 年 1 月から 2023 年 4 月までの 15 年 4 か月分を、年次データは 2008 年から 2021 年までの 14 年分を使用した。様々な値がレポートされているが、医薬品の国内向け出荷額\*3と、国内生産額\*4(外国製造業者が最終製造工程を行っていないもの)の合計を使用した。これらは薬効分類 3 桁の単位で報告されている。

<sup>\*2</sup> 例えば、KEGG ではこのように可視化されている。https://www.kegg.jp/brite/jp08301

<sup>\*3</sup> 国産と輸入品の区別をしていない

<sup>\*4</sup> 主成分の数において、国産より輸入のほうが多いものを含む

#### 3.2 NDB オープンデータ

NDB オープンデータ\*5とは、厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB\*6)から個票データを集計し公表してあるものである。そのうちの薬剤に関するデータを用いた。内服、外用、注射に対して、それぞれ、外来(院内)、外来(院外)、入院のデータがあるが、このうち、スイッチ OTC と関連すると考えられる内服か外用の外来のデータのみを用いた。2014 年度分から始まり、2021 年度分までの年次データが2023年 12 月現在公表されている。薬剤データに関しては、初回は各薬効分類(3 桁)の上位 30 品目の処方量 (単位は 1 日分)、薬価などが報告されていたが、2 回目以降は上位 100 品目に変更されている。したがって、2015 年度から 2021 年度のデータを用いた。

#### 3.3 KEGG DRUG データベース

- 4 モデル
- 5 推定結果
- 6 考察
- 7 結論

<sup>\*5</sup> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177182.html

<sup>\*6</sup> National Database の略。

# 参考文献

- Iizuka, Toshiaki (2007) "Experts' agency problems: evidence from the prescription drug market in Japan," *The RAND Journal of Economics*, Vol. 38, No. 3, pp. 844–862, DOI: https://doi.org/10.1111/j.0741-6261.2007.00115.x.
- 厚生労働省医政局経済課 (2021) 「セルフメディケーション税制の見直しについて」, https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000732423.pdf, 2月, 第1回セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 資料1 (Accessed on 12/26/2023).
- 高橋未明 (2016) 「日本の薬価制度について」, https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11123000-Iyakushokuhinkyoku-Shinsakanrika/0000135596.pdf, 6月, 厚生労働省医政局経済課 (Accessed on 12/25/2023).